

大和町からいただいた
ご指摘について

平成26年6月9日

環境省

平成26年5月26日に開催されました宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談(第1回)において、大和町からいただいた主なご指摘は以下のとおりと考えております。

	ご指摘	ページ
1	選定された候補地は、安全性が確保されているとは思えず、市町村長会議で確定した選定手法に沿ったものとは言えないのではないのでしょうか。	1
2	候補地選定の評価方法に関して、従来の評価項目は16項目であったのに対して、自然度、生活空間との近接状況、水源との近接状況へと変更されましたが、希少動植物の生息等、公共施設への影響、地形・地質状況、遺跡・埋蔵文化財など、大切な項目が削られているのではないのでしょうか。	8
3	現地確認の結果はすべて報告すべきではないのでしょうか。	9
4	候補地周辺は地すべりが多い地質であり、「王城寺原演習場周辺被害防止事業(S56～H4)」における調査結果においても、船形ダムの計画時にここが不適切であるとの評価であったとされています。この周辺一体には、小野田層が分布しており、候補地としてはふさわしくないのではないのでしょうか。また、地質のことをよく分かっている人の意見を聞くべきではないのでしょうか。	12
5	近くを流れる河川からの距離が考慮されていません。他町(色麻町)や演習場の水道水源となっていますが、影響はないのでしょうか。他の町にも説明するのでしょうか。	13
6	環境省の説明によれば、下原の候補地において自然度4で必要面積を確保できるとの説明でしたが、自然度は候補地全体の中で高い方の自然度で評価するのではないのでしょうか。	17
7	オオバヤナギの群生地が2013年宮城県レッドデータブックに載っていますが、考慮されているのでしょうか。	19
8	埋蔵文化財(下原遺跡)が考慮されていないのではないのでしょうか。	20
9	候補地の土地は緩衝緑地帯として住民が譲り渡したものです。緩衝地帯を使うことについて防衛省はどのように考えているのでしょうか。	22
10	防衛省からも地元に対して説明があるのでしょうか。	23
11	候補地は演習場の着弾地のそばにあり、誤射による飛散の恐れもあり、安全と言えないのではないのでしょうか。	25
12	候補地に繋がるアクセス道路が一本路であり、通学路にもなっていますが、安全性に影響はないのでしょうか。	26
13	町内の小鶴沢処分場で約12万tの震災がれきの処理を実施していますが、地元の負担が大きいことへの考慮はされないのでしょうか。	27

第1回関係者会談で大和町からいただいた主なご指摘について、環境省の考え方は以下のとおりです。

1. 選定された候補地は安全性が確保されているとは思えず、市町村長会議で確定した選定手法に沿ったものとは言えないのではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 宮城県における選定手法※については、市町村長会議において、議論を重ねたものであり、具体的な評価項目・評価基準や、評価に用いるデータに何をを用いるかについても併せて説明を行い、ご理解いただいたところです。

※第4回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議（平成25年11月11日）資料1（別紙1）p5～10

- 平成25年11月の第4回市町村長会議において、宮城県の実情に配慮した候補地の選定手法を確定させていただき、その際に、既存の知見で、地図情報として全国的に整備され、一律に評価できるものを採用することを基本とする考え方のもと、評価に用いるデータの出典について、すべて明らかにしております。
- 環境省では、この選定手法にしたがって選定作業を行い、その結果として根拠となるデータをすべて示した上で、詳細調査の候補地を提示したものであり、その結果については選定手法に沿ったものと考えております。
- さらに、これらの既存の知見に加え、詳細調査の実施を通じて、科学的・技術的観点から必要となる文献調査や候補地におけるボーリング調査などにより、地質・地盤性状に関する詳細なデータ等の追加的な情報を得たいと考えております。これらの情報により、改めて有識者会議において安全性を評価した上で、ご説明したいと考えておりますので、詳細調査の実施にご理解いただきたいと考えております。

2. 候補地選定の評価方法に関して、従来の評価項目は16項目であったのに対して、自然度、生活空間との近接状況、水源との近接状況へと変更されましたが、希少動植物の生息等、公共施設への影響、地形・地質状況、遺跡・埋蔵文化財など、大切な項目が削られているのではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 指定廃棄物の候補地の選定手法については、平成25年2月以降、有識者会議等による検討を経て、住民の視点から分かりやすさを重視し、項目を全面的に見直しました。
- ご指摘の16項目については、以前の選定方法において安全性等の観点から除外すべき地域を除外した後に残った候補地を評価するための項目として用いることとされていたものです。
- これに対して、市町村長会議での議論を通じ、より地域の実情にも配慮した新たな選定手法を確定しており、必要な観点は含まれていると考えています。
- 具体的には、
 1. 希少動植物の生息等については、自然度に関わりがあるものとしてまとめて評価しています。
 2. 公共施設への影響、既存集落への影響については、生活空間との近接状況として評価しています。
 3. 地形・地質状況(地質・河川・崖地)及び遺跡・埋蔵文化財等の保全については、詳細調査の段階で確認します。

3. 現地確認の結果はすべて報告すべきではないでしょうか。

【環境省の考え方】

- 現地確認については、選定手法の一環として位置づけられており、地図情報などを基にして必要面積を確保できる土地として抽出された土地について、実際の候補地の地形等を把握することを目的に行うこととされています。
- 具体的には、既存情報では把握できなかった除外されるべき地形がないかや、安心等の評価に先立ち、評価に用いる生活空間や水源との近接状況、植生自然度について既存情報に変化がないかを現地にて確認することとされています。また、候補地の現地確認は、必要面積が確保できる土地を抽出した後に適宜実施することとされています。
- ご指摘を踏まえ、各候補地の現地確認を行った調査日、調査実施者及び調査内容について、別表に示します。

4. 候補地周辺は地すべりが多い地質であり、「王城寺原演習場周辺被害防止事業(S56～H4)」における調査結果においても、船形ダムの計画時にここが不適切であるとの評価であったとされています。この周辺一体には、小野田層が分布しており、候補地としてはふさわしくないのではないのでしょうか。また、地質のことをよく分っている人の意見を聞くべきではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- ご指摘の文献については、宮城県に問合せ中であり、まだ入手できておりません。
- 候補地の選定にあたっては既存のデータを用いて、土砂災害の危険性の高い場所を除外しております。具体的には、候補地そのものについて、地すべり危険箇所、地すべり地形箇所、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険箇所、深層崩壊溪流区域(相対的な危険度の高い溪流)、土石流危険区域、土石流危険溪流、活断層・推定活断層に該当しているか確認しておりますが、下原の候補地はこれらの除外するエリアに含まれておりません。
- これらの既存の知見に加え、詳細調査の実施を通じて、他省庁や町が所有する情報も収集するとともに、候補地におけるボーリング調査などにより、地質・地盤性状に関する詳細なデータ等の追加的な情報を得て、改めて地質の専門家を含む有識者会議において安全性を評価した上で、ご説明したいと考えておりますので、詳細調査の実施にご理解いただきたいと考えております。

5. 近くを流れる河川からの距離が考慮されていません。他町(色麻町)や演習場の水道水源となっていますが、影響はないのでしょうか。他の町にも説明するのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 処分場については、水を排出しない遮断型構造とするなど、水源に影響を与えることはないよう、十分に安全に配慮したものとします。また、管理面においても、施設周囲の地下水モニタリングを徹底するなど、水源に影響が生じていないことを確認します。
- このことにより水源に対する安全については確保できると考えておりますが、それでも御懸念があるものと考えています。
- このため、宮城県における選定手法^{*}では、水源との近接状況を1つの評価項目として、安心等の観点からの評価を行って優先順位をつけています。
安心等の評価に関する指標に関しては、有識者会議において検討いただきましたが、水源との近接状況については、河川からの距離での評価ではなく、水道用水または農業用水の取水点から候補地までの距離で評価することが妥当との判断でした。この考え方については第4回市町村長会議でご説明し、ご理解いただきました。

^{*} 第5回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議(平成26年1月20日)資料2(別紙1)P21~P29参照

- 具体的には、下原の候補地と水源との近接状況については、最も近接している農業用水の取水地点の距離約2.4kmを評価対象としています。なお、色麻町や演習場の水道用水の取水地点は7km以上離れています。
- なお、宮城県の市町村長会議において確定した選定手法に則り、選定作業を実施し、その選定経緯・結果についても既に全市町村長に説明していることから、現時点において他市町村への改めての説明は考えていません。詳細調査の結果については、必要に応じて関係者の方への説明について検討します。

6. 環境省の説明によれば、下原の候補地において自然度4で必要面積を確保できるとの説明でしたが、自然度は候補地全体の中の高い方の自然度で評価するのではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

○ 宮城県における候補地の選定手法※においては、自然度の評価に関して「候補地内に複数の植生自然度が分布している場合、植生自然度の大勢を示すものを優先するが、複数の植生自然度が分布し、低い植生自然度のものだけで候補地の面積が確保できない場合は、そのうちの高い方の自然度を評価に使用する。」となっております。

※第4回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議(平成25年11月11日)資料1(別紙1)p.14

○ 下原の候補地の植生自然度は、環境省「第2回植生調査1／5万植生自然度図」(昭和54年度)に含まれていますが、これをもとに現地確認を行ったところ、候補地内に自然度4(背の低い草原)、自然度6(植林地)及び自然度7(二次林)が存在していることが確認されました。これらの内、自然度4(背の低い草原)の範囲で必要面積約2.5haが確保できることから、候補地の自然度を4と評価しました。

7. オオバヤナギの群生地が2013年宮城県レッドデータブックに載っていますが、考慮されているのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 選定手法においては、自然環境を特に保全すべき地域として既存のデータのあるエリアを除外することとしております。具体的には、自然公園特別地域、自然公園普通地域、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域特別地区、鳥獣保護区特別保護地区、生息地等保護区管理地区、保護林や緑の回廊、レクリエーションの森・ふれあいの森、国指定の天然記念物などを除外しておりますが、県指定の絶滅危惧種や植物群落については除外項目に含まれていません。このことから、オオバヤナギの群生地は除外されておられません。
- なお、実際に生育している植物種等の調査については、最終的な候補地に対して実施し、施工時における配慮事項について検討・整理します。

8. 埋蔵文化財(下原遺跡)が考慮されていないのではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 詳細調査の候補地の選定手法については、市町村長会議において議論を重ね、具体的な評価項目・評価基準や、評価に用いるデータに何を
用いるかについても併せて説明を行い、ご理解いただき、宮城県における
地域の実情に配慮した選定手法として確定させていただきました。
- この宮城県における選定手法※において、「史跡・名勝・天然記念物所
在地については、国及び県が指定したもののうち、移設等ができないもの
についてその所在地として国指定文化財等データベース(文部科学省)を
用いて除外する」としております。下原遺跡(埋蔵文化財)については、こ
れらに該当しないため、除外対象にはなっておりませんでした。

※ 第5回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議(平成26年1月20日)資料2(別紙1)P9参照

- 今後、詳細調査を行わせていただく際に、留意すべき必要な手続きにつ
いては、丁寧に確認をさせていただきたいと考えております。その上で、可
能な範囲において埋蔵文化財に影響を及ぼさないよう施設の配置等につ
いて検討してまいります。

9. 候補地の土地は緩衝緑地帯として住民が譲り渡したものです。緩衝地帯を使うことについて防衛省はどのように考えているのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 下原の候補地は災害復興のために利用可能な国有財産である国有地です。
- 防衛省に確認したところ、王城寺原演習場の周辺に所在する同省所管の国有地は、同演習場から生ずる砲撃音対策として住宅等を移転した跡地であり、同省が同演習場と周辺地域との緩衝地帯として保有しているもので、その用途としては、周辺地域の特性に応じて、公園、緑地、広場その他の公共空地、駐車場等の緩衝地帯としての目的を阻害しない範囲での使用が考えられるとのことです。
- 防衛省としては、緩衝地帯を災害復興のために必要な指定廃棄物処分場として用いようとする場合には、周辺にお住まいの方々の理解を得ることが大切であると考えているとのことです。

10. 防衛省からも地元に対して説明があるのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 指定廃棄物の処理につきましては、放射性物質汚染対処特措法に基づいて、国が責任をもって実施します。
- また、同法の基本方針において、指定廃棄物の処理は環境省が行うこととされていますので、地元への説明につきましては、環境省が責任を持って行ってまいりたいと考えております。

11. 候補地は演習場の着弾地のそばにあり、誤射による飛散の恐れもあり安全と言えないのではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 防衛省に確認したところ、砲弾の誤射が発生しないように、各種火砲にある安全機能の他、安全確保のための処置を行っていると聞いています。
- 環境省としても、誤射については、そのようなことが起こらないよう十分な対応を取った上で訓練がなされるものと考えています。

12. 候補地に繋がるアクセス道路が一本路であり、通学路にもなっていますが、安全性に問題ないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 運搬にあたっては、運搬による生活環境への影響を防止するために、指定廃棄物が飛散・流出しないよう、適切な容器などに収納したり、雨水の浸入を防止するために遮水シートで覆うなど、十分な対策を講じることとしております。
- また、運搬の際、住宅街、商店街、通学路などをできるだけ避けることとしますが、やむなく通過する場合には、混雑した時間帯や通学通園時間帯をできるだけ避けることにより安全の確保を図ります。
- なお、宮城県の指定廃棄物処分場への指定廃棄物の運搬に関しては、今後の検討により変わる可能性はありますが、現時点における試算では10トンダンプトラックで1日あたり最大30台程度と想定しています。
- また、指定廃棄物を積載した運送車両が通過することにより、道路周辺に居住する人が受ける追加的な外部被ばくについては基準値(1mSv/年)を十分に下回るよう管理します。
- 事故については、発生しないようにすることが重要と考えております。もし万が一事故が発生した場合には、ガイドライン等に従い、直ちに運搬車を安全な場所に止め、直ちに応急措置を講じ、付近の者に警告を行うとともに、警察・消防等関係者に対して速やかに連絡します。なお、指定廃棄物の飛散・流出がある場合には、関係者以外の立入禁止の措置を講じ、指定廃棄物の回収を行います。

13. 町内の小鶴沢処分場で約12万tの震災がれきの処理を実施していますが、地元の負担が大きいことへの考慮はされないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 災害廃棄物などについて、大和町で受け入れていただいたことに関しましては、貴町にご苦勞・ご負担をいただいたおかげで、宮城県内の災害廃棄物については、本年3月末をもって処理を完了させることができました。
- 大和町のご理解とご協力に改めて深く感謝申し上げます。
- 宮城県の市町村長会議でご議論いただき確定した詳細調査の候補地の選定手法には、被災状況や災害廃棄物の受入状況といった観点は含まれていないことについて、ご理解をお願いします。